

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

（国 税）

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 62 万円
 - ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
 - ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
 - ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注 1）上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注 2）上記の改正及び下記（4）の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与

に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 上記(1)及び(2)の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円（現行：65万円）に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。

(4) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- ① 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額を加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。
 - イ 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 42万円
 - (ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
 - ロ 令和10年分以後の各年分 37万円

- ② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

(5) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

- ① 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。
- ② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(6) ひとり親控除

- ① ひとり親控除について、控除額を38万円（現行：35万円）に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

2 住宅・土地税制

(国 税)

[延長・拡充等]

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和7年12月31日）を令和12年12月31日まで5年延長

するとともに、次の措置を講ずる。

① 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。以下同じ。

(注2) 上記(注1)の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。以下同じ。

(注3) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				

省エネ基準適合住宅		2,000万円		
-----------	--	---------	--	--

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(注1) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。以下同じ。

(注2) 上記(注1)の「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅(登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。)又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のもの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含む。

- ② 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合(下記③の適用を受ける場合を除く。)の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		3,000万円

(注) 上記の「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

- ③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないものの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。
- ⑤ 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる居住用家屋の新築を除く。）又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

(注1) 上記の「災害危険区域等」とは、災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る。）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。以下同じ。

(注2) 上記(注1)の「一定の居住用家屋が建築された場合」とは、一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

- ⑥ いわゆる気候風土適応住宅を本特例の対象に追加する。
- ⑦ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記③及び⑥の改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限（令和7年

12月31日)を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 再建住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年			

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円と、控除率は0.9%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.9%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		3,000万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
-----	-------	-----	------

令和 8 年～令和 12 年	3,000 万円	0.9%	10 年
----------------	----------	------	------

(注) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和 9 年 12 月 31 日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のものを含む。）又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のもの新築等であって、令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供したものを含み、その借入限度額は 4,500 万円とする。

- ② 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合（上記(1)③の適用を受ける場合を除く。）の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	5,000 万円
Z E H 水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅	令和 8 年・令和 9 年	

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は 4,000 万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	4,500 万円
Z E H 水準省エネ住宅		

省エネ基準適合住宅		4,000 万円
-----------	--	----------

- ③ 上記(1)③から⑦までと同様の措置を講ずる。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- ① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備(仮称)を行う承認地域経済牽引事業用地整備者(仮称)に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。
- ② 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡(現行:100万円/3.3㎡)に引き上げる。
- ③ 適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。
- ④ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時に於いて地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。
- イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡
- ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡
- ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡
- (注) 上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。
- (注) 上記④の改正は、令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。
- (4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡(現行:100万円/3.3㎡)に引き上げた上、適用停止措置の期限を3年延長する。
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる(次の②及び③の措置については、法人税についても同様とする。)
- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。
- (イ) マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等の譲渡を本特例の適用対象とする。

- (ロ) 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除く。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡を本特例の適用対象とする。
- (ハ) 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 ㎡以上（現行：50 ㎡以上）に引き下げる。
- ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。
 - (イ) マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。
 - (ロ) 認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業であることとの要件を、認定除却等計画等にマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション等売却事業であることとの要件に見直す。
 - (ハ) 上記（ロ）の新たに建築されるマンションに関する事項等のうち、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 ㎡以上（現行：50 ㎡以上）に引き下げる。
- ② 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。
 - イ 適用対象となるマンション建替事業が施行された場合においてその資産（一定のものに限る。）に係る権利変換により施行再建マンションに関する権利を取得する権利等を取得したときについて、次の措置を講ずる。
 - (イ) マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。
 - (ロ) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する敷地共有持分等を適用対象となる資産に追加する。
 - ロ 適用対象となる敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときについて、敷地分割事業の対象マンションに配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるマンション及び一定のバリアフリー基準に適合していないマンションが追加された後も引き続き本特例の適用対象とする。
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、次の措置を講ずる。
 - イ 適用対象となるやむを得ない事情により土地等がマンションの建替え等の円滑化に関する法律の買取請求等又は補償金の取得により当該マンション建替事業の施行者に買い取られる場合について、マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。
 - ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等が、マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得により当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を施行する者に一定の要件の下で買い取られる場合を適用対象とする。
- ④ 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の適用対象となる収用その他やむを得ない事由の発生に伴い資産の移転等の費用に充てるための金額の交付について、そのやむを得ない事由の範囲に、マンション再生組合、マンション等売却組合又はマンション除却組合のマンションの再生等の円滑化に関する法律の賃貸借の終了請求又は配偶者居住権の消滅請求に基づく賃貸借の終

了又は配偶者居住権の消滅を加える。

⑤ 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象外となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。

イ マンション除却組合を追加する。

ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

⑥ 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。

イ マンション除却組合を追加する。

ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の納税義務者となる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の納税義務者となる内国法人とする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の改正を前提に、改正後の同法に規定する認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が地方公共団体等により買取られる場合について、引き続き特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の対象とする（法人税についても同様とする。）。

(7) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除の適用期限を 3 年延長する。

(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

(9) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を 3 年延長する。

② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、令和 9 年 1 月 1 日以後に行う耐震改修工事について適用する。

(10) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を 3 年延長する。

② 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が 40 m²以上 50 m²未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、適用しない。

③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記③の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用する。

(11) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例の適用期限を3年延長する。
- ② 個人が災害危険区域等内において、認定住宅等の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる認定住宅等の新築を除く。）又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その認定住宅等を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。
- ③ 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

（注）上記③の改正は、認定住宅等を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

〔廃止・縮減等〕

(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。

（注）上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。

（注）上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

(3) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。

(4) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除について、対象区域を福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（現行：特定住宅被災市町村の区域）に限定した上、その適用期限を3年延長する（法人税についても同様とする。）。

3 金融・証券税制

（国税・地方税）

〔拡充等〕

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。
- ② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

イ 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとするとともに、特定非課税管理勘定は未成

年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

(注) 上記の「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けられるものをいう。

ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。）の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れることとする。

(イ) その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもの（公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が600万円を超えることとなることにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注) 未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

ハ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととする。

(注) 上記の「特定課税未成年者口座」とは、当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ニ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年 当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合

(ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年

上記(イ)に定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基因となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限る。以下「特定事由」という。）

その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合

(注) 上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基因して払い出すことについて

- 当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない(下記ホ(ロ)の書類提出手続についても同様とする。)
- ホ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。
- (イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年 上記ニ(イ)に定める場合
- (ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年
上記(イ)に定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合
- へ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前年12月31日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記ニ及びホの取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により源泉徴収(特別徴収)を行うこととする。
- (イ) 次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額
- a 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額
- b 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額(時価)の合計額
- (ロ) 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額
- (注) 上記(イ)の譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(ロ)の配当所得の金額から控除することもできない。
- ト 上記へにより源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。
- チ 上記へによる源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、当該源泉徴収に係る税額その他の事項について記載した報告書を作成し、これを上記への払出しがあった日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならないこととする。
- ③ 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。
- イ 指定インデックス投資信託及び上場株式投資信託に係る指定指数について、次の措置を講ずる。
- (イ) 指定指数の範囲に、次に掲げる指数を加える。
- a 読売株価指数

b J P Xプライム 150 指数

(ロ) 指定インデックス投資信託の対象となる株式に係る指定指数のうち、投資信託約款において2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用されるものについて、投資信託約款において1の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用される指定指数とするとともに、上場株式投資信託の対象となる指定指数に加える。

ロ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資の対象資産に係る要件について、対象資産を株式又は公社債（現行：株式）とする。

ハ 公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、対象となる手数料の範囲から、これらの投資信託の受益者が金融商品取引業者等と締結したこれらの投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による譲渡等に関する契約に基づき当該受益者が当該金融商品取引業者等に対して支払う当該譲渡等の手数料で、通常必要と認められるものを除外する。

④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

(注) 上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行うほか、当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(2) 金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。

② 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。

③ 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。

- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
- イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
 - ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。
- ⑥ 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。
- イ 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
 - ロ 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
 - ハ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。
- (注1) 上記①及び③の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」という。）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。
- (注2) 上記②の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。
- (注3) 上記④の改正は、適用開始日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用する。
- (注4) 上記⑥の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する。
- (3) 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。
- また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。
- (注1) 上記の「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。
- (注2) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。
- (4) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。
- (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものを加える。

(国 税)

[延長]

- (6) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を 1 年延長するとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることを明確化する。
- (7) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置を講ずる。
- ① 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を 3 年延長する。
 - ② 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を 3 年延長する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が 1 億 6,500 万円（現行：3 億 3,000 万円）を超えるものとするとともに、税率を 30%（現行：22.5%）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長する（法人税についても同様とする。）。)

(3) 青色申告特別控除について、次の見直しを行う。

① 55 万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を 65 万円に引き上げる。

② 65 万円の青色申告特別控除について、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を 75 万円に引き上げる。

イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

③ 10 万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。

イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(4) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 2 年延長する。

(5) 「高等職業訓練促進継続給付金（仮称）」として給付される給付金については、所得税を課さないこととする。

(6) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

(8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

① 本特例のうちスイッチ O T C 医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を 5 年延長する。

(注) 上記の「スイッチ O T C 医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチ O T C 医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えると同時に、所要の経過措置（5 年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

(注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記②の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

5 その他

(国 税)

(1) 学校教育法等の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が 1 年以上であること等の要件を満たす専攻科を履修するものを加えると同時に、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうちその 1 年の授業時間数が 800 時間以上であること等の要件を、その年平均の単位数が 31 単位以上であること等の要件に見直すこととする。

② その他所要の措置を講ずる。

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、次の措置を講ずる。

① 通勤距離が片道 65 km以上の者の 1 月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

現 行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円
		片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円
		片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円
		片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円
		片道 95km 以上	66,400 円

② 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の 1 月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000 円を上限とする。）を加算した金額とする。

(3) ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品について、所得税を課さないこととする。

(4) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、個人番号を証する書類の範囲に、特定在留カード等を加える。

(5) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。

① 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

② その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(6) 独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正を前提に、農業者年金制度について、その保険料の額の上限を月額 7.4 万円（現行：6.7 万円）に引き上げた後も、現行の税制上の措置を適用する。

(7) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の確定申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

(8) 社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準によ

り計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。

(9) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

(10) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額7,500円（現行：月額3,500円）に引き上げる。

(11) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額を650円以下（現行：300円以下）に引き上げる。

(12) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正を前提に、見直し後の同法の高等学校等就学支援金について、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(13) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税を課さないこととする。

(14) 健康保険法等の改正を前提に、新たに支給されることとなる分娩費（仮称）及び出産時一時金（仮称）について次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(15) 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(16) 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和7年6月27日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、所得税を課さないこととする。

(17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(18) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
- (19) 労働者災害補償保険法の保険給付等について、労働者災害補償保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 所得税を課さない。
 - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
 - ③ 傷病補償年金を受けている者等を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

三 法人課税

1 税制上の基準額の点検・見直し

(国 税)

- (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。

2 「強い経済」の実現に向けた対応

(国 税)

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 7 %（建物、建物附属設備及び構築物については、4 %）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20% を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない。

(注 2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの（それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 40 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。）

- ③ 建物 一の取得価額が 1,000 万円以上のもの
- ④ 建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が 120 万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。）
- ⑤ ソフトウェア 一の取得価額が 70 万円以上のもの

（注 3）上記の「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の実施要綱の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5 億円以上）であること。
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が 15%以上となることが見込まれるものであること。
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

（注 4）上記の「取得等」とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。

（注 5）控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。）で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとする。

（注 6）中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1%以上（資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合には、2%以上）であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の 30%（資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合には、40%）を超えること。

（注 7）特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができないこととする。

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）

③ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(2) 研究開発税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定（以下「認定」という。）を受けたもの（以下「認定研究開発法人」という。）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の 40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 10%を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする。

(注 1) 上記の「適用期間」とは、重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後 5 年を経過する日（5 年経過日）までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日（計画期間終了日）が 5 年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいう。

(注 2) 上記の「重点産業技術試験研究費の額」とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいう。

(注 3) 上記の「特別重点産業技術試験研究費の額」とは、重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。

(注 4) 上記の「特定重点研究開発」とは、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

(注 5) 繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。

(注 6) 通算法人については、次のとおりとする。

イ 通算グループを一体として計算した税額控除限度額（以下「重点産業技術試験研究費基準額」という。）と通算グループを一体として計算した控除上限額（以下「法人税額基準額」という。）とのうちいずれか少ない金額に控除分配割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除可能分配額」という。）を税額控除額とする。

ロ 繰越税額控除制度の適用要件（上記（注 5））については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。

ハ 通算法人ごとに、次の金額の合計額（繰越通算税額控除限度超過額）と当期の法人税額の 10%相当額（当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。

(イ) その事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用

を受けた金額を除く。)

(ロ) 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)

ニ 通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。

② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を3年延長する。

(イ) 増減試験研究費割合が3%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13 \text{ 分の } 8.5$$

(ロ) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$$

(ハ) 増減試験研究費割合が15%超である場合

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$$

ロ 増減試験研究費割合が4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が7%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を減算する特例とした上、その適用期限を3年延長する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

③ 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ハ 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。

(注1) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

(注2) 通算法人については、次のとおりとする。

- (イ) 繰越税額控除制度の適用要件(上記(注1))については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。
- (ロ) 通算法人ごとに、次の金額の合計額(繰越通算税額控除限度超過額)と当期の法人税額の25%(控除上限の上乗せ特例の適用がある場合には、その適用後の割合)相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。
- a その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)
- b 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)
- (ハ) 通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。
- ④ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
- イ 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。
- (イ) 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(以下「共同研究等」という。)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。
- (ロ) その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。
- (ハ) その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。
- ロ その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額を特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とする。
- ハ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しを行う。
- (イ) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る。)で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加える。
- (ロ) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととする。

- (ハ) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとする。
- ⑤ 他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。
- イ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）の委託に係る試験研究費の額 その試験研究費の額
- ロ 上記イ以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の 50%相当額（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 70%相当額とし、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 60%相当額とする。）
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。
- ① 全法人向けの措置は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- ② 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。
- イ 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上（現行：3 % 以上）である場合とする。
- ロ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上である場合に税額控除率に 15% を加算する措置を、その増加割合が 5 % 以上である場合に税額控除率に 5 %（その増加割合が 6 % 以上である場合には、15%）を加算する措置とする。
- ハ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。
- ③ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。
- (5) 大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和 11 年 3 月 31 日まで延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置（上記（2）①の措置）（繰越税額控除制度を除く。）を加える。
- ② 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行う。
- イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1 % 以上であること（現行：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とする。
- ロ 資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が

2,000 人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。

- ③ 次の制度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度

ロ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度

3 活力ある地方・中小企業の後押し

(国 税)

- (1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。)

- ① 次のイ又は口の法人の区分に応じそれぞれ次の要件を満たす場合は、特定建物等の特別償却率を20%（現行：15%）とし、税額控除率を5%（現行：4%）とする。なお、その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型事業に係るものである場合には、特別償却率を25%とし、税額控除率を8%（現行：7%）とする。

イ ロに掲げる法人以外の法人 次の要件

(イ) 一の特定業務施設（特定業務児童福祉施設のうちその特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）を構成する建物等及び構築物の取得価額の合計額が10億円以上であること。

(ロ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日においてその特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が60人以上であること。

(ハ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が60人以上であること。

ロ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する法人 次の要件

(イ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が20人以上であること。

(ロ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が20人以上であること。

- ② 対象となる資産に事業の用に供されたことのある建物等及び構築物（これらの資産を事業の用に供するためにこれらの資産の取得に伴い行う改良又はこれらの資産を事業の用に供するために実施する工事に伴って取得し、又は製作するものを含む。）を加え、その

特別償却率を10%（移転型事業の場合には、15%）、税額控除率を2%（移転型事業の場合には、4%）とする。

- ③ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件を4,500万円以上（現行：3,500万円以上）に引き上げる。
 - ④ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日までの期間内において事業主都合による離職者（人員整理、事業の休廃止等による解雇の事由による離職者に限る。）がないことにつき証明がされた場合に限り、この制度を適用できることとする。
 - ⑤ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が5人以上（中小企業者の場合は、1人以上）であることとの要件について、その数から集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者の数を除外する。
- (2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。)
- (4) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。(再掲)
- ① 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。
 - ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。
 - ③ 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。
- (5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。)
- ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる。（再掲）
 - ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

5 その他の租税特別措置等

(国 税)

[拡充等]

- (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、特別償却率及び税額控除率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。)
- ① 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。） 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率
 - イ 炭素生産性向上率22%以上（現行：17%以上） 特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率10%（現行：14%）
 - ロ 炭素生産性向上率17%以上22%未満（現行：10%以上17%未満） 特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率5%（現行：

10%)

② 中小企業者以外の法人 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

イ 炭素生産性向上率 25%以上（現行：20%以上） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 8%（現行：10%）

ロ 炭素生産性向上率 20%以上 25%未満（現行：15%以上 20%未満） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 3%（現行：5%）

（注1）特定大企業（一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。）の炭素生産性向上率については、その炭素生産性向上率を現行どおりとした上で、上記イ又はロの特別償却率又は税額控除率を適用する。

（注2）上記の「一定のサプライチェーン連携」とは、連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く。以下同じ。）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するものをいう。

イ 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で 30%以上向上させる計画を立てること。

ロ 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること。

ハ 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること。

ニ 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること。

(6) 認定株式分配に係る課税の特例について、令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直す（所得税についても同様とする。）。

① その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること。

② その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の 20%未満となること。

③ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当すること。

④ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること。

イ その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む。）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る。）を含む。以下同じ。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ロ その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記イの特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

(7) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象資産は、機械装置、建物等及び構築物とし、特別償却率は、45%（建物等及び構築物については、23%）とし、税額控除率は、14%（建物等及び構築物については、7%）とする。

(8) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象となる雇用者は、次の者とし、税額控除率は、9%とする。

(イ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者

(ロ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

[延長]

(1) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(2) 輸出事業用資産の割増償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(7) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

[廃止・縮減等]

(1) 中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とする（所得税についても同様とする。）。

(4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）における工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。

(5) 特定船舶の特別償却制度について、対象船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者により建造された同法の先進船舶以外のものを除外した上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

- (6) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度における器具備品の取得価額要件を 40 万円以上（現行：30 万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (7) 特定都市再生建築物の割増償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象となる特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうち占める割合が 10% 以上であること」との要件を必須とする。
 - ② 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。
- (8) 倉庫用建物等の割増償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。
- (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和 10 年 3 月 31 日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。
 - ② 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を 60%（現行：80%）に引き下げる。
 - イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。）
 - (イ) 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域
 - (ロ) 特定都市再生緊急整備地域内の区域
 - (ハ) 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域
 - ロ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域
 - ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。
 - ④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が 1,500kW 以下のものを除外する。
- (13) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。
- (14) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(15) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(16) 被災代替船舶の特別償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

6 その他

(国 税)

(2) 寄附金の損金不算入制度について、次の見直しを行う（次の②イ（ハ）に係る見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

① 専修学校の専攻科（その修業期間を通ずる単位数が 62 単位以上であるものに限る。以下同じ。）の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専攻科を置く学校法人（準学校法人を含む。以下同じ。）に対する一定の寄附金及び専修学校の専攻科の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する一定の寄附金を、指定寄附金とする。

② 次の事項について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

イ 指定寄附金となる次の寄附金における専修学校の専門課程の範囲

（イ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専門課程を置く学校法人に対する寄附金

（ロ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金

ロ 特定公益増進法人となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその対象となる専修学校の専門課程の範囲

③ 指定寄附金となる学校等の教育に必要な費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金について、その寄附金の受入れの実績が一定の基準以上であること等の要件を満たす学校法人にあってはその受入れに係る一定の書類の作成を不要とする等の当該寄附金に係る手続の簡素化を行う。

④ その他所要の措置を講ずる。

(3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で地熱ポテンシャル高度利活用技術開発（仮称）等に係るものを加える（所得税についても同様とする。）。

(4) 企業再生に関する税制について、次の措置を講ずる（次の①の措置は、所得税についても同様とする。）。

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者について生じた円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定による権利変更決議に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることを加え、その場合の繰入限度額をその金銭債権の額のうち 5 年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とする。

五 国際課税

2 外国子会社合算税制等の見直し

(国 税)

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前日2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。（1）において同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。（1）において同じ。）に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（（1）において「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。

② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。

③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。

④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

⑤ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時点における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定を不要とする。

(3) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。

(4) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

3 その他

(国 税)

(1) 外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用要件について、次の見直しを行う。

イ 投資組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合を50%未満に引き上げる。

ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等（現行：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とする。

ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件を廃止する。

② 上記①の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しを行うほか、所要の措置を講ずる。

(2) 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税措置の適用時期について、特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定状況等を踏まえた所要の措置を講ずる。

(3) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を3年延長する。

(4) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、資金移動業者に関する内閣府令の改正を前提に、特定取引の範囲から履行保証金弁済信託契約の締結を除外する。

六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1 防衛特別所得税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

(2) 税額の計算

① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。

③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。

(3) その他

- ① 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 復興特別所得税の改正

- (1) 復興特別所得税の税率を 1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。
- (2) 復興特別所得税の課税期間を令和 29 年まで（現行：令和 19 年まで）の間とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注 1) 上記 (1) の改正は、令和 9 年分以後の所得税等について適用する。

(注 2) 令和 8 年度税制改正後も、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

参考

1 令和 5 年度の改正事項のうち、令和 8 年分の所得税から適用されるもの

個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行える見直し（「令和 5 年度税制改正の大綱（所得税関係）」 7 ページ）

2 令和 6 年度の改正事項のうち、令和 8 年分の所得税から適用されるもの

- (1) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）についての見直し（「令和 8 年度税制改正の大綱（所得税関係）」 16 ページ）
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等についての見直し（「令和 8 年度税制改正の大綱（所得税関係）」 28 ページ）。

3 令和 7 年度の改正事項のうち、令和 8 年分の所得税から適用されるもの

- (1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等についての拡充等（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）」 3 ページ）

- (2) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の控除額の計算の見直し（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」6・7 ページ）
- (3) 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前 9 年以内に老齢一時金の支払を受けている場合の計算の見直し（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」11 ページ）
- (4) 小規模企業共済等掛金控除等の適用を受ける者が、当該控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書に添付することができる措置（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」11・12 ページ）
- (5) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例の見直し（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」17 ページ）
- (6) 特定受益証券発行信託の受益権の計算についての見直し（「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」19 ページ）

[「令和 5 年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)

[「令和 6 年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)

[「令和 7 年度税制改正の大綱（所得税関係）等」はこちら](#)